

6 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

意見書第4号

令和4年6月27日

提出議案

意見書第4号 草津市における交番の増設および警察官の増員に係る意見書
(案) 2

意見書第4号

草津市における交番の増設および警察官の増員に係る意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和4年6月27日

草津市議会議長

伊吹 達郎 様

提出者

草津市議会議員

小野 元嗣

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

西村 隆行

八木 良人

意見書第4号

草津市における交番の増設および警察官の増員に係る意見書（案）

草津市では、平成16年以降、犯罪率が県内都市部でワースト1の状況が続いています。特に、南草津駅前交番や野村交番等は刑法犯認知件数が多い状況であり、大型商業店舗や駅周辺などを中心に自転車盗や万引き等の犯罪が依然として多く発生しています。さらに昨今では、子どもや女性に対する犯罪の前兆事案の発生件数も大幅に増加しており、ストーカー事案やDVなどの恋愛感情のもつれに起因する相談については、内容が複雑かつ高度であることから、長期間にわたる相談の件数も増え、警察官の負担が増大しております。

また、全国の人口は減少傾向にあるものの、令和2年国勢調査によると、草津市は、県内で人口増加数・人口増加率ともに最も多く、今後も南草津プリムタウン事業や駅前のマンション開発により、人口増加は当面続くことから住んで安心、訪れて安心なまち草津の実現は、本市の喫緊の課題となっております。

犯罪を未然に防止するため市民は自主的な防犯団体を組織してパトロール等を実施し、また、市や草津警察署では、地域と一体となって、巡回啓発や街頭啓発等の防犯活動を進めていますが、こういった取組だけでは限界があります。

そして、人口増加に伴う交通量の増加、死亡事故を引き起こす危険性の高い高齢運転者への対応等により、交通安全対策の精度の更なる向上が早急に必要であります。

よって、国会、政府におかれては、国民生活の安全と平穏を確保するため、警察法施行令の改正による滋賀県の警察官の定員増と、滋賀県においては、滋賀県独自の措置としての県条例改正による定員増と併せて、草津署への増員配置、さらには草津市内に交番増設について特段の配慮をされるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月27日

滋賀県草津市議会
議長 伊吹 達郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官
国家公安委員会委員長
滋賀県知事

あて